

第3章 洪水予報・水防警報

第1節 気象庁が単独で行う洪水、津波又は高潮の予報

1 洪水・高潮予報

気象庁長官は、気象等の状況によって洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めるとき、法第10条第1項および気象業務法第14条の2に基づき、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知し、更に必要に応じ一般に周知しなければならない。

2 予警報の種類

法第10条第1項及び気象業務法第14条の2に基づく水防活動に関する予報警報の種類は次のとおりである。

銚子地方气象台

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報又は 津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は 高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

※気象庁が単独で行う洪水予報は、河川の水位、流量の記載が示されていない。

※発表基準の詳細は別表1から別表9を参照

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。

(別表1) 大雨警報基準

令和3年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
千葉中央	千葉市	18	125
	市原市	19	122
印旛	成田市	19	125
	佐倉市	16	144
	四街道市	21	144
	八街市	21	145
	印西市	18	136
	白井市	20	133
	富里市	20	141
	酒々井町	15	167
	栄町	17	138
	東葛飾	市川市	24
船橋市		19	127
松戸市		19	128
野田市		20	143
習志野市		17	117
柏市		19	124
流山市		19	128
八千代市		18	117
我孫子市		17	126
鎌ヶ谷市		18	129
浦安市		25	—
香取・海匝		銚子市	18
	旭市	18	122
	匝瑳市	18	137
	香取市	20	115
	神崎町	19	119
	多古町	19	130
	東庄町	20	137
山武・長生	茂原市	23	132
	東金市	21	135
	山武市	18	139
	大網白里市	18	135
	九十九里町	19	—
	芝山町	19	138
	横芝光町	19	138
	一宮町	15	138
	睦沢町	18	132
	長生村	19	—
	白子町	16	—
	長柄町	18	140
	長南町	19	132
君津	木更津市	21	130
	君津市	21	128
	富津市	20	128
	袖ヶ浦市	21	120

(別表1) 大雨警報基準

令和3年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
夷隅・安房	館山市	22	126
	勝浦市	23	144
	鴨川市	20	146
	南房総市	20	126
	いすみ市	23	138
	大多喜町	20	137
	御宿町	22	138
	鋸南町	20	141

(別表2)

洪水警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準*2
千葉中央	千葉市	都川流域=18.8, 花見川流域=27.7, 鹿島川流域=17.5, 村田川流域=11.3 勝田川流域=7.2	都川流域=(8, 11.6)	—
	市原市	養老川流域=34.7, 村田川流域=13.4, 前川流域=9.8, 平蔵川流域=9, 戸田川流域=7.2, 椎津川流域=7.6	養老川流域=(8, 24), 村田川流域=(8, 12), 前川流域=(8, 9.5)	—
印旛	成田市	根木名川流域=18.5, 大須賀川流域=12.2, 長門川流域=23.2, 下田川流域=5.9	長門川流域=(8, 20.8) 下田川流域=(8, 5.1)	利根川下流部[横利根]
	佐倉市	高崎川流域=18.1, 鹿島川流域=32.4, 南部川流域=13.7, 手繰川流域=10.2, 小竹川流域=6.9	高崎川流域=(7, 15.1),	—
	四街道市	鹿島川流域=26.8, 小名木川流域=7.5	—	—
	八街市	高崎川流域=7.2, 南部川流域=9.2	高崎川流域=(5, 4), 南部川流域=(5, 5)	—
	印西市	長門川流域=19.6, 手賀川流域=28.2	長門川流域=(8, 17.6)	利根川下流部[横利根], 利根川中流部[取手・押付]
	白井市	神崎川流域=5.7	—	利根川中流部[取手・押付]
	富里市	根木名川流域=12.5, 高崎川(新中沢)流域=9.6, 高崎川(高野)流域=7.3	高崎川(高野)流域=(8, 4.1)	—
	酒々井町	高崎川流域=14, 中央排水路流域=8.7	中央排水路流域=(7, 7.8)	—
	栄町	長門川流域=25.7	長門川流域=(14, 17.7)	利根川下流部[横利根], 利根川中流部[押付]
	東葛飾	市川市	真間川流域=12.6, 高谷川流域=5.3, 国分川流域=10.4, 大柏川流域=9.8	真間川流域=(9, 11.3), 国分川流域=(9, 10.3), 大柏川流域=(11, 6.6), 江戸川流域=(9, 15.8)
船橋市		海老川流域=13.8, 桑納川流域=8.8, 真間川流域=21.4, 二和川流域=6.6	海老川流域=(8, 7.4), 真間川流域=(8, 17.1)	江戸川[野田]
松戸市		坂川流域=11.6, 新坂川流域=5.8, 国分川流域=11.5, 六間川流域=4	坂川流域=(11, 9.1), 国分川流域=(9, 5.8), 江戸川流域=(9, 15.4)	江戸川[野田]
野田市		江川流域=9.3		利根川中流部[芽吹橋], 江戸川[西関宿・野田]
習志野市		菊田川流域=11.3	菊田川流域=(8, 10.7)	—
柏市		手賀川流域=23.3, 大堀川流域=7.6, 大津川流域=8.6, 染井入落流域=6.8, 地金堀流域=8.2	大堀川流域=(9, 6.8), 大津川流域=(9, 7.9)	利根川中流部[芽吹橋・取手・押付]
流山市		利根運河流域=5.1, 大堀川流域=6.6, 坂川流域=11.1	利根運河流域=(15, 3.3), 坂川流域=(9, 8.7), 江戸川流域=(9, 16.7)	江戸川[野田]
八千代市		新川流域=21.7, 八千代一号幹線流域=6.9, 神崎川流域=16.7, 桑納川流域=11	新川流域=(15, 10.9), 八千代一号幹線流域=(9, 6.2)	—
我孫子市		手賀川流域=26	手賀川流域=(7, 23.4)	利根川中流部[芽吹橋・取手・押付]
鎌ヶ谷市		大柏川流域=8.2, 大津川流域=6.3, 二和川流域=2.3, 中沢川流域=2.9	大柏川流域=(8, 5.7), 大津川流域=(8, 4.7), 二和川流域=(12, 1.7), 中沢川流域=(8, 2.6)	—
浦安市		境川流域=8.8	—	江戸川[野田]

(別表2)

洪水警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準*2
香取・海匠	銚子市	清水川流域=7.7	清水川流域=(8, 6.9), 利根川流域=(8, 102.5)	利根川下流部[横利根]
	旭市	新川流域=19.1	—	—
	匝瑳市	借当川流域=11.1	—	—
	香取市	黒部川流域=24.1, 小野川流域=13.4, 大須賀川流域=15.2, 栗山川流域=21.8, 横利根川流域=12.7	小野川流域=(8, 11.8), 大須賀川流域=(8, 13.6), 栗山川流域=(8, 15.4)	霞ヶ浦・北浦[出島・白浜], 利根川下流部[横利根]
	神崎町	八間川流域=5.5	—	利根川下流部[横利根]
	多古町	栗山川流域=20.4, 多古橋川流域=13.7, 借当川流域=13.7	栗山川流域=(10, 17.3)	—
	東庄町	黒部川流域=25.9, 柘沼川流域=8.1	—	利根川下流部[横利根]
山武・長生	茂原市	一宮川流域=21.9, 阿久川流域=9.4, 赤目川流域=8.8, 豊田川流域=9.8, 鶴枝川流域=7.5, 南白亀川流域=18.2	一宮川流域=(9, 19), 阿久川流域=(9, 7.8), 赤目川流域=(9, 7.7), 豊田川流域=(9, 8.9), 鶴枝川流域=(9, 6.7)	—
	東金市	真亀川流域=12.4, 作田川流域=20.3, 南白亀川流域=13.9	真亀川流域=(8, 11.1)	—
	山武市	作田川流域=10.1, 木戸川流域=15.1, 境川流域=14.7	作田川流域=(10, 9.2), 木戸川流域=(8, 12.2)	—
	大網白里市	南白亀川流域=13.3, 小中川流域=6.9, 真亀川流域=17.7	真亀川流域=(6, 15.9)	—
	九十九里町	作田川流域=24.8, 真亀川流域=16.9	作田川流域=(17, 17.3)	—
	芝山町	木戸川流域=11.3, 高谷川流域=19.7	高谷川流域=(9, 18.1)	—
	横芝光町	栗山川流域=47.5	—	—
	一宮町	一宮川流域=28.7	一宮川流域=(9, 24.4)	—
	睦沢町	埴生川流域=17, 瑞沢川流域=10.2, 一宮川流域=26.4	埴生川流域=(9, 16.9), 瑞沢川流域=(9, 9.1), 一宮川流域=(9, 21.7)	—
	長生村	一宮川流域=23.5, 内谷川流域=9.9	—	—
	白子町	南白亀川流域=24.9, 内谷川流域=12.6	—	—
	長柄町	一宮川流域=8.6	一宮川流域=(9, 7.7)	—
	長南町	三途川流域=7.8, 埴生川流域=10.6, 一宮川流域=13.8	—	—
	君津	木更津市	小櫃川流域=36.4, 矢那川流域=13.9, 烏田川流域=9.1, 武田川流域=6.9, 平川流域=5	小櫃川流域=(8, 24.4), 矢那川流域=(8, 12.5), 武田川流域=(8, 6.2)
君津市		小糸川流域=27.6, 小櫃川流域=29, 御腹川流域=12.8, 笹川流域=8.2, 宮下川流域=6.5	小糸川流域=(8, 24.8), 小櫃川流域=(8, 26.7)	—
富津市		湊川流域=26.9, 志駒川流域=12.8, 染川流域=8.6, 岩瀬川流域=7.7, 小久保川流域=6.4, 金谷川流域=7.4	湊川流域=(8, 22.4), 染川流域=(8, 7.7), 岩瀬川流域=(8, 6.9), 金谷川流域=(8, 6.6)	—
袖ヶ浦市		小櫃川流域=35.2, 松川流域=7.9, 久保田川流域=7.4, 蔵波川流域=7.9, 浮戸川流域=10.3	松川流域=(6, 7.1), 蔵波川流域=(6, 6.9), 浮戸川流域=(6, 9.2)	—

(別表2)

洪水警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準 ^{*2}
夷隅・安房	館山市	平久里川流域=20.9, 汐入川流域=11.6, 巴川流域=10.2, 滝川流域=10.7	平久里川流域=(10, 18.8), 汐入川流域=(10, 10.4), 巴川流域=(10, 9.8)	—
	勝浦市	夷隅川流域=21.2, 新戸川流域=10, 市野川流域=8	夷隅川流域=(10, 19)	—
	鴨川市	加茂川流域=18.4, 待崎川流域=11.8, 銘川流域=5.7, 二夕間川流域=7.7, 金山川流域=8.6	加茂川流域=(10, 18.2), 待崎川流域=(10, 11.3)	—
	南房総市	平久里川流域=17.2, 丸山川流域=14.2, 三原川流域=11, 岡本川流域=13, 岩井川流域=9.6	平久里川流域=(10, 15.4), 丸山川流域=(10, 12.7), 三原川流域=(10, 9.9), 岡本川流域=(10, 11.7), 岩井川流域=(10, 8.6)	—
	いすみ市	夷隅川流域=34.4, 落合川流域=18.4, 塩田川流域=15, 山田川流域=10, 新田川流域=9.7	夷隅川流域=(10, 33.8), 落合川流域=(10, 18.2), 塩田川流域=(10, 13), 山田川流域=(10, 9)	—
	大多喜町	夷隅川流域=26, 西畑川流域=14.8, 養老川流域=15.8	夷隅川流域=(9, 23.4), 西畑川流域=(9, 13.3)	—
	御宿町	清水川流域=9, 落合川流域=11.8	—	—
鋸南町	佐久間川流域=13.8, 保田川流域=12	佐久間川流域=(9, 12.4)	—	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3) 大雨注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
千葉中央	千葉市	10	91	
	市原市	11	89	
印旛	成田市	10	91	
	佐倉市	7	105	
	四街道市	10	105	
	八街市	6	105	
	印西市	7	99	
	白井市	10	97	
	富里市	4	102	
	酒々井町	9	121	
	栄町	8	100	
東葛飾	市川市	9	114	
	船橋市	10	105	
	松戸市	9	106	
	野田市	8	118	
	習志野市	8	97	
	柏市	8	102	
	流山市	12	106	
	八千代市	10	97	
	我孫子市	9	104	
	鎌ヶ谷市	10	107	
	浦安市	11	126	
	香取・海匠	銚子市	11	87
		旭市	13	86
匝瑳市		13	97	
香取市		10	81	
神崎町		10	84	
多古町		11	92	
東庄町		12	97	
山武・長生	茂原市	12	93	
	東金市	10	95	
	山武市	5	98	
	大網白里市	8	95	
	九十九里町	9	107	
	芝山町	12	97	
	横芝光町	8	97	
	一宮町	12	97	
	睦沢町	12	93	
	長生村	12	107	
	白子町	10	107	
	長柄町	12	99	
	長南町	9	93	
君津	木更津市	11	97	
	君津市	11	96	
	富津市	10	96	
	袖ヶ浦市	8	90	

(別表3) 大雨注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
夷隅・安房	館山市	13	94
	勝浦市	13	108
	鴨川市	13	109
	南房総市	13	94
	いすみ市	13	103
	大多喜町	12	102
	御宿町	13	103
	鋸南町	12	105

(別表4)

洪水注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準*2
千葉中央	千葉市	都川流域=15, 花見川流域=22.1, 鹿島川流域=14, 村田川流域=9, 勝田川流域=5.7	都川流域=(5, 10.4), 花見川流域=(5, 14.7), 鹿島川流域=(5, 14), 村田川流域=(5, 9), 勝田川流域=(5, 5.7)	—
	市原市	養老川流域=25, 村田川流域=10.7, 前川流域=7.8, 平蔵川流域=7.2, 戸田川流域=5.6, 椎津川流域=4	養老川流域=(7, 21.6), 村田川流域=(8, 10.3), 前川流域=(5, 7.8), 平蔵川流域=(5, 7.2), 戸田川流域=(9, 4.5), 椎津川流域=(7, 3.6)	—
印旛	成田市	根木名川流域=14.8, 大須賀川流域=7.6, 長門川流域=18.5, 下田川流域=4.7	根木名川流域=(5, 14.8), 大須賀川流域=(8, 6.1), 長門川流域=(8, 14.8), 下田川流域=(8, 3.8)	利根川下流部[横利根]
	佐倉市	高崎川流域=14.4, 鹿島川流域=25.9, 南部川流域=10.9, 手繰川流域=8.1, 小竹川流域=5.5	高崎川流域=(7, 11.8), 鹿島川流域=(5, 19.7), 南部川流域=(5, 10.9), 手繰川流域=(7, 5.4), 小竹川流域=(5, 5.5)	—
	四街道市	鹿島川流域=21.4, 小名木川流域=6	—	—
	八街市	高崎川流域=5.7, 南部川流域=7.3	高崎川流域=(5, 3.6), 南部川流域=(5, 4.5)	—
	印西市	長門川流域=15.6, 手賀川流域=22.5	長門川流域=(8, 12.5)	利根川中流部[押付]
	白井市	神崎川流域=4.5	—	—
	富里市	根木名川流域=10, 高崎川(新中沢)流域=7.6, 高崎川(高野)流域=5.8	高崎川(高野)流域=(5, 3.7)	—
	酒々井町	高崎川流域=11.2, 中央排水路流域=6.9	高崎川流域=(7, 11.2), 中央排水路流域=(5, 6.9)	—
	栄町	長門川流域=20.5	長門川流域=(6, 15.9)	利根川下流部[横利根]
東葛飾	市川市	真間川流域=10, 高谷川流域=4.2, 国分川流域=8.3, 大柏川流域=6.7	真間川流域=(9, 10), 高谷川流域=(6, 3.2), 国分川流域=(6, 8.3), 大柏川流域=(10, 5.4), 江戸川流域=(6, 13)	江戸川[野田]
	船橋市	海老川流域=11, 桑納川流域=7, 真間川流域=17.1, 二和川流域=5.2	海老川流域=(5, 6.7), 真間川流域=(5, 15.4), 二和川流域=(5, 5.1)	—
	松戸市	坂川流域=9.2, 新坂川流域=4.6, 国分川流域=9.2, 六間川流域=3.2	坂川流域=(10, 7.4), 新坂川流域=(6, 4.6), 国分川流域=(6, 5.2), 江戸川流域=(6, 13.8)	江戸川[野田]
	野田市	江川流域=7.4	江戸川流域=(9, 6.4), 利根川流域=(5, 82.5)	利根川中流部[芽吹橋], 江戸川[西関宿・野田]
	習志野市	菊田川流域=5.7	菊田川流域=(5, 5.1)	—
	柏市	手賀川流域=18.6, 大堀川流域=5.7, 大津川流域=6.8, 染井入落流域=5.4, 地金堀流域=6.5	大堀川流域=(10, 4.6), 大津川流域=(9, 5.4), 利根川流域=(8, 130.8)	利根川中流部[芽吹橋]
	流山市	利根運河流域=4, 手賀川流域=5.2, 坂川流域=8.8	利根運河流域=(6, 3), 手賀川流域=(6, 5.2), 坂川流域=(6, 7.8), 江戸川流域=(6, 13.8)	江戸川[野田]
	八千代市	新川流域=17.3, 八千代一号幹線流域=5.5, 神崎川流域=13.3, 桑納川流域=8.8	新川流域=(6, 9.8), 八千代一号幹線流域=(6, 5.5)	—
	我孫子市	手賀川流域=20.8	手賀川流域=(7, 16.6), 利根川流域=(5, 131.5)	利根川中流部[芽吹橋・取手]
	鎌ヶ谷市	大柏川流域=6.5, 大津川流域=5, 二和川流域=1.8, 中沢川流域=2.3	大柏川流域=(5, 5.1), 大津川流域=(5, 4.2), 二和川流域=(8, 1.4), 中沢川流域=(5, 2.3)	—
	浦安市	境川流域=7	—	—

(別表4)

洪水注意報基準

令和4年5月26日現在

香取・海匝	銚子市	清水川流域=6.1	清水川流域=(5, 6.1), 利根川流域=(10, 72.9)	利根川下流部[横利根]
	旭市	新川流域=15.2	—	—
	匝瑳市	借当川流域=8.8	—	—
	香取市	黒部川流域=19.2, 小野川流域=10.7, 大須賀川流域=12.1, 栗山川流域=12.8, 横利根川流域=10.1	黒部川流域=(5, 9.8), 小野川流域=(5, 10.6), 大須賀川流域=(8, 9.7), 栗山川流域=(5, 12.8), 利根川流域=(5, 130.8)	霞ヶ浦・北浦[出島・白浜], 利根川下流部[横利根]
	神崎町	八間川流域=4.4	八間川流域=(5, 4.4), 利根川流域=(5, 131)	利根川下流部[横利根]
	多古町	栗山川流域=16.3, 多古橋川流域=10.9, 借当川流域=10.9	栗山川流域=(9, 15.6)	—
	東庄町	黒部川流域=20.7, 柘沼川流域=6.4	黒部川流域=(10, 16.6), 柘沼川流域=(6, 3.6), 利根川流域=(6, 128.8)	利根川下流部[横利根]
山武・長生	茂原市	一宮川流域=17.5, 阿久川流域=7.5, 赤目川流域=7, 豊田川流域=7.8, 鶴枝川流域=6, 南白亀川流域=14.5	一宮川流域=(6, 12.9), 阿久川流域=(6, 6), 赤目川流域=(6, 5.5), 豊田川流域=(6, 5.9), 鶴枝川流域=(6, 5.1), 南白亀川流域=(6, 14.5)	—
	東金市	真亀川流域=6.8, 作田川流域=16.2, 南白亀川流域=11.1	真亀川流域=(5, 6.8)	—
	山武市	作田川流域=8, 木戸川流域=12, 境川流域=11.7	作田川流域=(5, 7.5), 木戸川流域=(5, 8.4), 境川流域=(5, 11.7)	—
	大網白里市	南白亀川流域=10.6, 小中川流域=5.5, 真亀川流域=14.1	南白亀川流域=(5, 7.4), 小中川流域=(5, 5.5), 真亀川流域=(5, 8.5)	—
	九十九里町	作田川流域=19.8, 真亀川流域=13.5	作田川流域=(6, 14.8), 真亀川流域=(6, 7.9)	—
	芝山町	木戸川流域=9, 高谷川流域=10.9	木戸川流域=(6, 9), 高谷川流域=(6, 10.9)	—
	横芝光町	栗山川流域=26	栗山川流域=(6, 16.4)	—
	一宮町	一宮川流域=22.5	一宮川流域=(8, 19.3)	—
	睦沢町	埴生川流域=13.6, 瑞沢川流域=8.1, 一宮川流域=21.1	埴生川流域=(9, 13.6), 瑞沢川流域=(6, 8.1), 一宮川流域=(6, 19.3)	—
	長生村	一宮川流域=18.8, 内谷川流域=7.9	一宮川流域=(10, 13.4)	—
	白子町	南白亀川流域=19.9, 内谷川流域=10	南白亀川流域=(8, 15.9), 内谷川流域=(5, 9.6)	—
	長柄町	一宮川流域=6.8	一宮川流域=(9, 5.4)	—
	長南町	三途川流域=6.2, 埴生川流域=8.4, 一宮川流域=11	三途川流域=(6, 5.6), 一宮川流域=(10, 7.8)	—
	君津	木更津市	小櫃川流域=29.1, 矢那川流域=11.1, 烏田川流域=7.2, 武田川流域=5.5, 平川流域=4	小櫃川流域=(5, 22), 矢那川流域=(5, 11.1), 烏田川流域=(5, 7.2), 武田川流域=(8, 4.4), 平川流域=(5, 4)
君津市		小糸川流域=15.5, 小櫃川流域=23.2, 御腹川流域=10.2, 笹川流域=6.5, 宮下川流域=5.2	小糸川流域=(5, 15.5), 小櫃川流域=(8, 18.6)	—
富津市		湊川流域=21.5, 志駒川流域=10.2, 染川流域=6.8, 岩瀬川流域=6.1, 小久保川流域=5.1, 金谷川流域=5.9	湊川流域=(5, 19.9), 志駒川流域=(5, 10), 染川流域=(8, 5.4), 岩瀬川流域=(5, 6.1), 金谷川流域=(5, 5.9)	—
袖ヶ浦市		小櫃川流域=28.1, 松川流域=6.3, 久保田川流域=5.9, 蔵波川流域=6.3, 浮戸川流域=8.2	小櫃川流域=(5, 28.1), 松川流域=(6, 5), 久保田川流域=(5, 5.9), 蔵波川流域=(5, 6.2), 浮戸川流域=(5, 8.2)	—

(別表4)

洪水注意報基準

令和4年5月26日現在

夷隅・安房	館山市	平久里川流域=16.7, 汐入川流域=9.2, 巴川流域=8.1, 滝川流域=8.5	平久里川流域=(10, 13.4), 汐入川流域=(10, 7.4), 巴川流域=(10, 6.5)	—
	勝浦市	夷隅川流域=16.9, 新戸川流域=8, 市野川流域=6.4	夷隅川流域=(6, 16.9), 新戸川流域=(6, 8)	—
	鴨川市	加茂川流域=14.7, 待崎川流域=9.4, 銘川流域=4.5, 二夕間川流域=6.1, 金山川流域=6.8	加茂川流域=(6, 13.7), 待崎川流域=(10, 9.4), 銘川流域=(8, 3.6)	—
	南房総市	平久里川流域=13.7, 丸山川流域=11.3, 三原川流域=8.8, 岡本川流域=10.4, 岩井川流域=7.6	平久里川流域=(10, 11), 丸山川流域=(6, 11.3), 三原川流域=(10, 8.8), 岡本川流域=(6, 10.4), 岩井川流域=(6, 7.6)	—
	いすみ市	夷隅川流域=27.5, 落合川流域=12.4, 塩田川流域=12, 山田川流域=8, 新田川流域=7.7	夷隅川流域=(10, 27.5), 落合川流域=(6, 11.8), 塩田川流域=(6, 11.7), 山田川流域=(6, 8), 新田川流域=(6, 7.7)	—
	大多喜町	夷隅川流域=20.8, 西畑川流域=11.8, 養老川流域=12.6	夷隅川流域=(9, 16.6), 西畑川流域=(9, 9.4)	—
	御宿町	清水川流域=7.2, 落合川流域=9.4	清水川流域=(6, 7.2)	—
	鋸南町	佐久間川流域=11, 保田川流域=9.6	佐久間川流域=(6, 11), 保田川流域=(6, 9.6)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表5) 高潮注意報基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域(市町村)	市町村毎の基準(T. P)	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域(市町村)	市町村毎の基準(T. P)
北西部	千葉中央	千葉市	1.8m	南部	君津	木更津市	1.3m
		市原市	1.8m			君津市	1.8m
	東葛飾	市川市	1.8m			富津市	1.3m
		船橋市	1.8m			袖ヶ浦市	1.8m
		習志野市	1.8m			館山市	1.5m
		浦安市	1.8m			勝浦市	1.5m
北東部	香取・海匝	銚子市	1.0m		夷隅・安房	鴨川市	1.5m
		旭市	1.0m			南房総市	1.5m
		匝瑳市	1.0m			いすみ市	1.5m
	山武・長生	山武市	1.0m			御宿町	1.5m
		大網白里市	1.0m			鋸南町	1.5m
		九十九里町	1.0m				
		横芝光町	1.0m				
	一宮町	1.0m					
	長生村	1.0m					
	白子町	1.0m					

(別表6) 高潮警報基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域(市町村)	市町村毎の基準(T. P)	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域(市町村)	市町村毎の基準(T. P)
北西部	千葉中央	千葉市	3.8m	南部	君津	木更津市	2.9m
		市原市	3.1m			君津市	2.9m
	東葛飾	市川市	3.9m			富津市	1.8m
		船橋市	3.9m			袖ヶ浦市	2.9m
		習志野市	3.8m			館山市	1.8m
		浦安市	3.9m			勝浦市	1.8m
北東部	香取・海匝	銚子市	1.5m		夷隅・安房	鴨川市	1.8m
		旭市	1.5m			南房総市	1.8m
		匝瑳市	1.5m			いすみ市	1.8m
	山武・長生	山武市	1.5m			御宿町	1.8m
		大網白里市	1.5m			鋸南町	1.7m
		九十九里町	1.5m				
		横芝光町	1.5m				
	一宮町	1.5m					
	長生村	1.5m					
	白子町	1.5m					

※高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。

「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いる。

(別表 7) 津波注意報発表基準

津波予報区	区 域	発表基準
千葉県九十九里・外房	千葉県(野島崎南端以東の太平洋沿岸に限る。)	各津波予報区において予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合
千葉県内房	千葉県(野島崎南端以東の太平洋沿岸及び富津岬西端以北の東京湾沿岸を除く。)	
東京湾内湾	千葉県(富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。)	

(別表 8) 津波警報発表基準

津波予報区	区 域	発表基準
千葉県九十九里・外房	千葉県(野島崎南端以東の太平洋沿岸に限る。)	各津波予報区において予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え3メートル以下の場合
千葉県内房	千葉県(野島崎南端以東の太平洋沿岸及び富津岬西端以北の東京湾沿岸を除く。)	
東京湾内湾	千葉県(富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。)	

(別表 9) 大津波警報発表基準

津波予報区	区 域	発表基準
千葉県九十九里・外房	千葉県(野島崎南端以東の太平洋沿岸に限る。)	各津波予報区において予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合
千葉県内房	千葉県(野島崎南端以東の太平洋沿岸及び富津岬西端以北の東京湾沿岸を除く。)	
東京湾内湾	千葉県(富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。)	

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

3 津波

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2) 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

1) 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）

での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

2) 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

⑤ 津波予報

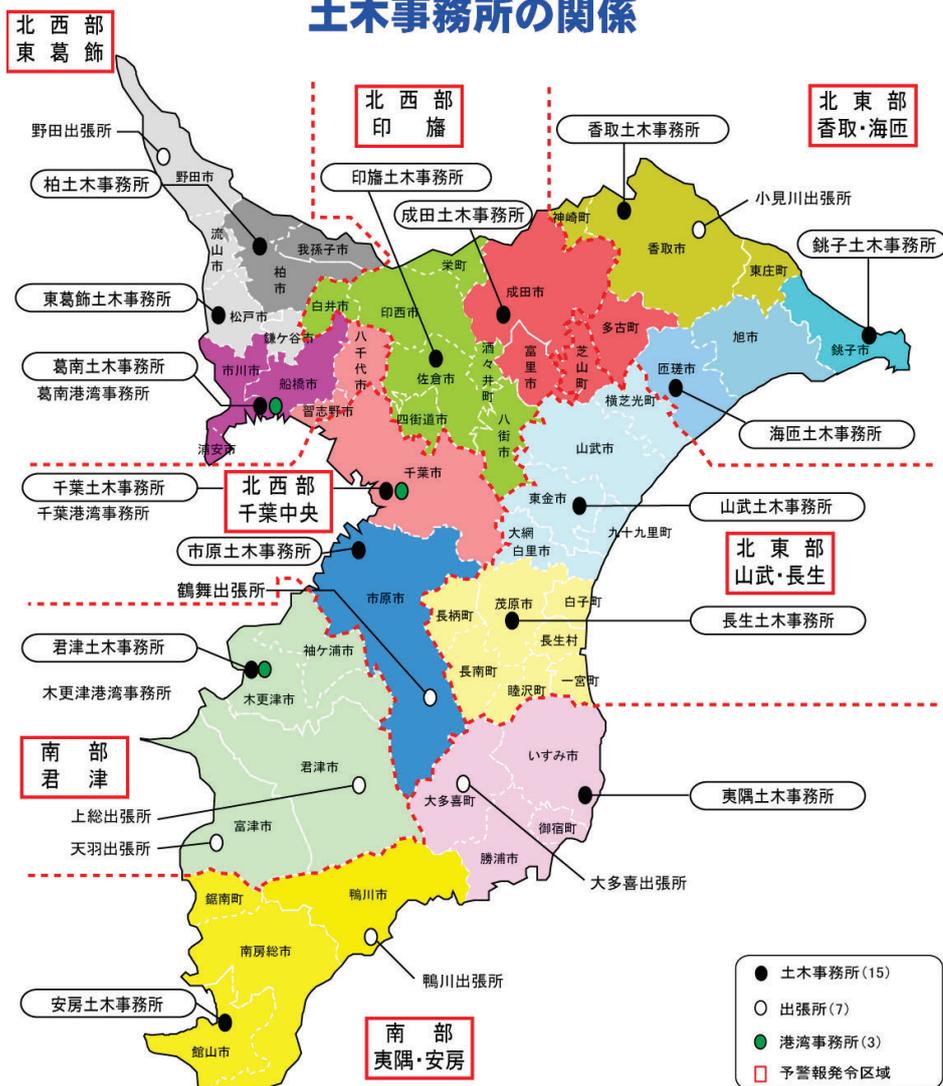
- ・地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

4 千葉県内の予警報区域（銚子地方気象台）

気象台予警報発表区域と 土木事務所の関係



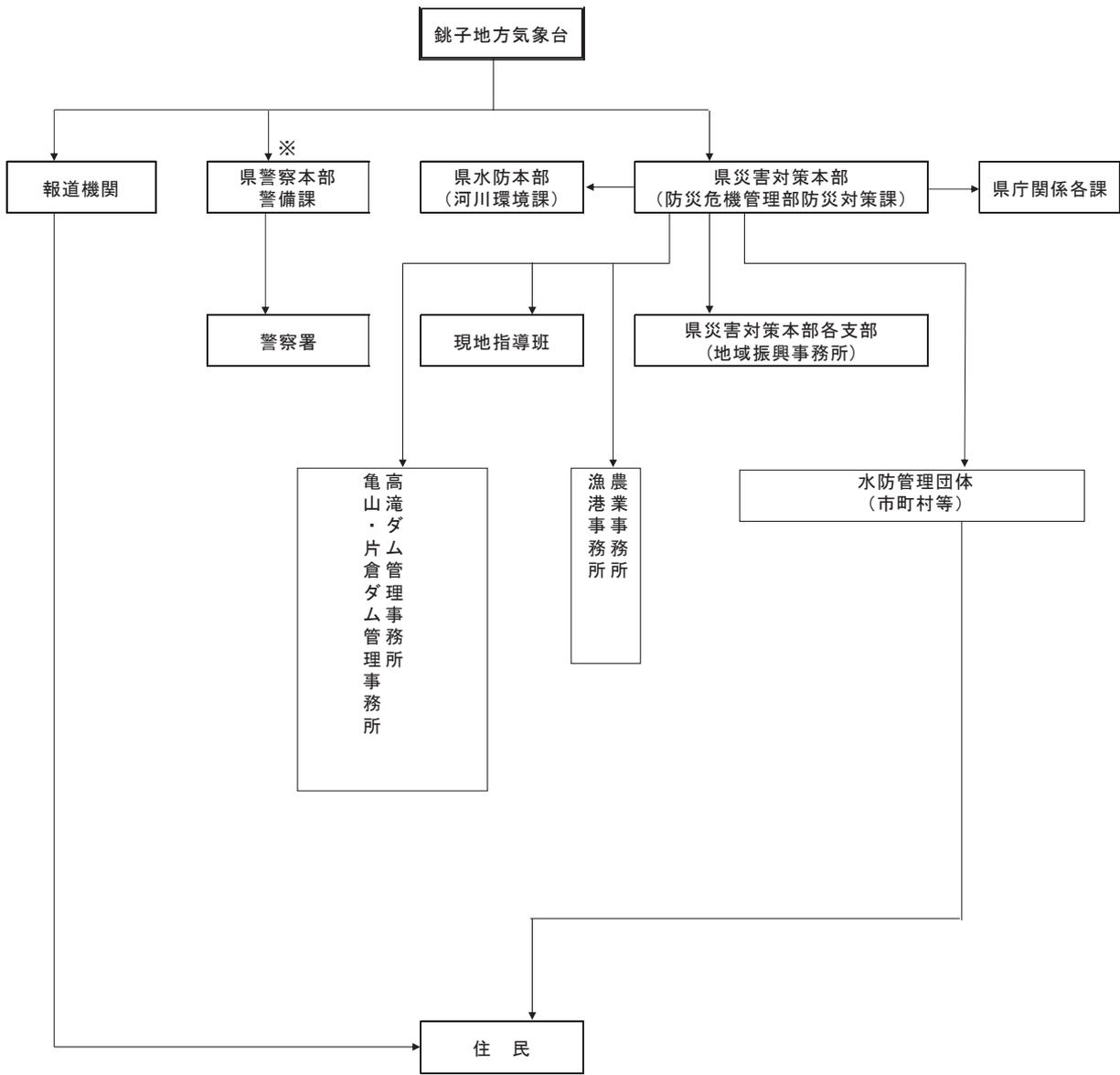
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域(市町村)
北西部	東葛飾	市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
	印旛	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
	千葉中央	千葉市、市原市
北東部	香取・海匝	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町
	山武・長生	東金市、茂原市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
南部	君津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
	夷隅・安房	館山市、鴨川市、勝浦市、南房総市、いすみ市、鋸南町、大多喜町、御宿町

津波予報区域：千葉県九十九里・外房（野島崎南端以東の太平洋沿岸に限る。）

千葉県内房（野島崎南端以東の太平洋沿岸及び富津岬西端以北の東京湾沿岸を除く。）

東京湾内湾（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。）

5 気象情報伝達系統図（津波情報も含む）



※気象業務支援センターを經由

第2節 千葉県知事が行う水防警報等

1 千葉県知事が行う水防警報（法第16条）

河川・海岸名	観測所名	所在地	零点高 (m)	水防団待機 (通報) 水位 (m)	氾濫注意 (警戒) 水位 (m)
※1 (一) 旧江戸川	堀江	浦安市堀江	AP± 0	2.60	2.90
(一) 坂川	古ヶ崎	松戸市古ヶ崎	TP- 0.822	2.30	2.80
	馬橋	〃 西馬橋	TP- 0.804	2.60	2.70
(一) 新坂川	根本	〃 根本	TP- 0.829	2.10	2.80
	新松戸	〃 新松戸	TP- 0.863	2.70	3.80
(一) 真間川	鬼越	市川市鬼越	YP± 0.00	2.00	2.70
(二) 海老川	船橋本町	船橋市市場	TP- 1.177	2.10	2.20
(一) 高崎川	籾木橋	佐倉市表町	YP- 0.064	3.50	4.00
(一) 根木名川	新妻	成田市押畑208-8	TP- 0.871	3.60	4.00
(一) 黒部川	新開橋	香取市小見川	YP- 0.17	1.50	1.80
(二) 都川	矢作	千葉市中央区矢作	AP± 0	2.80	4.10
(二) 養老川	牛久	市原市牛久	TP+13.779	3.20	5.50
(二) 小櫃川	雨城橋	君津市久留里大和田 字前畑65-10	TP+23.145	3.75	5.00
	富川橋	袖ヶ浦市阿部字前畑 100-6	TP+ 6.655	3.95	4.95
(二) 小糸川	中島	君津市中島 413-1	TP+10.151	2.40	3.90
(二) 一宮川	早野	茂原市早野	TP± 0.00	4.10	5.25
(二) 夷隅川	大多喜	大多喜町久保 198-6 大多喜出張所内	TP+ 9.862	4.80	6.60
	桑田	いすみ市岬町中滝	TP+ 1.454	2.50	3.50
(一) 手賀沼	手賀沼	柏市曙橋字若舩3	YP- 0.0608	2.40	2.60
※1 浦安海岸 市川海岸	湊	市川市	AP± 0	2.60	2.90
※1 市川海岸	葛南港	船橋市	AP± 0	2.10	2.70
※1 千葉港海岸	千葉港	千葉市	AP± 0	2.50	2.80
※1 八幡浦海岸 五井姉崎海岸 長浦海岸	千葉港	市原市	AP± 0	2.50	2.80
※1 長浦海岸 奈良輪海岸 木更津海岸	木更津港	木更津市中央	AP± 0	2.50	2.70
※1 千葉港海岸 (船橋地区)	葛南港	船橋市	AP± 0	2.10	2.70
※1 千葉港海岸 (習志野地区)			AP± 0	2.10	2.50
※1 千葉港海岸 (千葉地区)	千葉港	千葉市	AP± 0	2.10	2.50
※1 千葉港海岸 (市原地区)	千葉港	市原市	AP± 0	2.10	2.50
※1 木更津港海岸 (木更津、君津地区)	木更津港	木更津市中央	AP± 0	2.00	2.50

AP (東京湾中等潮位-1.1344m)

YP (東京湾中等潮位-0.8402m)

※1 高潮のみ

※2 管轄区域については、千葉県重要水防箇所位置図を参照のこと。

水防警報区域	発表者	伝達者	受報者（水防管理者のみ）
※2（左岸） 自 市川市新宿町篠崎水門 至 東京湾	葛南土木事務所長	葛南土木事務所長	市川市長 浦安市長
（左右岸） 自 松戸市小金（坂川分水機場） 至 江戸川合流点	東葛飾土木事務所長 東葛飾土木事務所長	東葛飾土木事務所長 東葛飾土木事務所長	松戸市長 松戸市長
（左右岸） 自 坂川からの分派点（松戸市横須賀） 至 坂川への合流点（松戸市根本）	東葛飾土木事務所長 東葛飾土木事務所長	東葛飾土木事務所長 東葛飾土木事務所長	松戸市長 松戸市長
（左右岸） 自 市川市根本樋管（江戸川合流点） 至 東京湾	葛南土木事務所長	葛南土木事務所長	市川市長 船橋市長
（左右岸） 自 船橋市夏見（八栄橋） 至 東京湾・船橋港	葛南土木事務所長	葛南土木事務所長	船橋市長
（左右岸） 自 佐倉市高岡（JR橋梁下流） 至 鹿島川合流点	印旛土木事務所長	印旛土木事務所長	佐倉市長
（左右岸） 自 成田市寺台地先 至 利根川合流点	成田土木事務所長	成田土木事務所長	千葉県長沼水害予防組合 管理者
（左右岸） 自 香取市羽根川（昭和橋下流） 至 利根川合流点	香取土木事務所長	香取土木事務所長 （小見川出張所）	香取市長 東庄町長
（左右岸） 自 千葉市中央区矢作町立合橋 至 東京湾	千葉土木事務所長	千葉土木事務所長	千葉市長
（左右岸） 自 市原市養老（高滝ダム） 至 東京湾（養老大橋）	市原土木事務所長	市原土木事務所長 （鶴舞出張所）	市原市長
（左右岸） 自 君津市久留里市場 至 木更津市下内橋	君津土木事務所長	君津土木事務所長	木更津市長 君津市長
（左右岸） 自 袖ヶ浦市下根岸 至 東京湾	君津土木事務所長	君津土木事務所長	木更津市長 袖ヶ浦市長
（左右岸） 自 君津市中島 至 東京湾	君津土木事務所長	君津土木事務所長	君津市長 富津市長
（左右岸） 自 茂原市茂原（三途川合流点） 至 太平洋	長生土木事務所長	長生土木事務所長	茂原市長、長生村長 睦沢町長、一宮町長
（左右岸） 自 大多喜町西部田地先 至 いすみ市万木地先	夷隅土木事務所長	夷隅土木事務所長	いすみ市長 大多喜町長
（左右岸） 自 いすみ市岬町桑田地先 至 太平洋	夷隅土木事務所長	夷隅土木事務所長	いすみ市長
（左右岸） 自 大堀川合流点 至 手賀川合流点	柏土木事務所	柏土木事務所	柏市長 我孫子市長
自 浦安市（旧江戸川） 至 江戸川右岸	葛南土木事務所長	葛南土木事務所長	浦安市長 市川市長
自 江戸川左岸 至 船橋市	葛南土木事務所長	葛南土木事務所長	市川市長
自 習志野市 至 千葉市	※2 河川局所管	千葉土木事務所長	千葉土木事務所長 習志野市長
自 市原市 至 市原市	※2 河川局所管	市原土木事務所長	市原土木事務所長 市原市長
自 袖ヶ浦市 至 君津市	※2 河川局所管	君津土木事務所長	君津土木事務所長 木更津市長 袖ヶ浦市長
自 江戸川左岸 至 習志野市	※2 港湾局所管 （葛南中央・東部地区） ※2 港湾局所管 （千葉北部地区）	葛南港湾事務所長	葛南港湾事務所長 船橋市長 習志野市長
自 千葉市 至 千葉市	※2 港湾局所管 （千葉北部、中部、南部地区）	千葉港湾事務所長	千葉港湾事務所長 千葉市長
自 市原市 至 袖ヶ浦市	※2 港湾局所管（八幡地区） 港湾局所管（五井地区）	千葉港湾事務所長	千葉港湾事務所長 市原市長
自 木更津市 至 君津市	※2 港湾局所管 （吾妻、木更津、君津地区）	木更津港湾事務所長	木更津港湾事務所長 木更津市長 君津市長

2 千葉県知事が行う水位情報の通知及び周知（法第13条）

河川名	観測所名	所在地	零点高 (m)	水防団待機 (通報) 水位(m)	氾濫注意 (警戒) 水位(m)	氾濫危険 (特別警戒) 水位(m)
(一)坂川	古ヶ崎	松戸市古ヶ崎	TP- 0.822	2.30	2.80	3.60
	馬橋	〃 西馬橋	TP- 0.804	2.60	2.70	3.45
(一)新坂川	根本	〃 根本	TP- 0.829	2.10	2.80	3.50
	新松戸	〃 新松戸	TP- 0.863	2.70	3.80	4.60
(一)真間川	鬼越	市川市鬼越	YP± 0.00	2.00	2.70	3.23
(二)海老川	船橋本町	船橋市市場	TP- 1.177	2.10	2.20	2.60
(一)高崎川	鑄木橋	佐倉市表町	YP- 0.064	3.50	4.00	4.80
(一)根本木川	新妻	成田市押畑208-8	TP- 0.871	3.60	4.00	6.10
(一)黒部川	新開橋	香取市小見川	YP- 0.17	1.50	1.80	2.10
(二)都川	矢作	千葉市中央区矢作	AP± 0	2.80	4.10	5.22
(二)養老川	牛久	市原市牛久	TP+13.779	3.20	5.50	6.20
(二)小櫃川	雨城橋	君津市久留里大和田字前畑65-10	TP+23.145	3.75	5.00	6.90
	富川橋	袖ヶ浦市阿部字前畑100-6	TP+ 6.655	3.95	4.95	6.10
(二)小糸川	中島	君津市中島 413-1	TP+10.151	2.40	3.90	4.90
(二)一宮川	早野	茂原市早野	TP± 0.00	4.10	5.25	7.66
(二)夷隅川	大多音	大多喜町久保 198-6 大多喜出張所内	TP+ 9.862	4.80	6.60	11.40
	桑田	いすみ市岬町中滝	TP+ 1.454	2.50	3.50	4.00
(二)矢那川	木更津	木更津市請西2-8	TP+ 2.715	1.70	2.70	3.00
(二)加茂川	貝渚	鴨川市貝渚542-2	TP+ 1.760	1.90	3.10	4.00
(二)平久里川	三芳	南房総市下堀75	TP+ 10.842	1.90	3.10	4.30
(一)小野川	牧野	香取市牧野字椎木 2026	TP-0.913	1.90	2.20	2.20
(二)椎津川	椎津	市原市姉崎162-2	TP+0.139	2.00	2.40	2.80
(二)栗山川	芝崎	山武郡横芝光町横芝 1028-1	TP-0.038	2.00	2.50	3.10
(二)作田川	成東	山武市成東字下町	TP-0.027	5.06	5.26	5.30
	日向	山武市椎崎字遠ヶ峠 293-4	TP+9.947	1.05	1.60	1.65
(二)真亀川	不動堂	山武郡九十九里町 不動堂字新地前188-2	TP-0.573	1.80	2.70	2.90
(二)南白亀川	九十根	大網白里市 九十根260-1	TP+0.387	2.45	2.85	2.95
(二)村田川	草刈	市原市草刈字堰の下 961 先官有地	TP+2.309	1.50	3.10	4.20
	押沼橋	市原市押沼354	TP+11.016	0.90	2.50	3.20
(二)木戸川	中台	山武市松尾町高富 2346-2	TP+1.167	2.55	3.45	3.75
(二)湊川	丹後橋	富津市花輪1-3	TP-0.026	2.60	4.30	5.30
(一)手賀沼	手賀沼	柏市曙橋字若船3	YP- 0.0608	2.40	2.60	2.80
26河川	32観測所					

AP(東京湾中等潮位-1.1344m)
YP(東京湾中等潮位-0.8402m)

※伝達者は水防本部指令班

区 間				受 報 者						
基点	～	終点	上流端 (kp)	～	下流端 (kn)	延長 (km)	現地指導班	水防管理者	関係機関	報道機関等
松戸市小金	～	江戸川合流点	10.7	～	0.0	10.7	葛南土木事務所 東葛師土木事務所	市川市長 松戸市長	千葉県災害対策本部 (防災対策課) 千葉県警察本部(一)所轄 陸上自衛隊第1空挺団 銚子地方気象台 (一)気象庁本庁	千葉県 報道広報課 ↓ 報道各社
							東葛師土木事務所	松戸市長、流山市長		
松戸市横須賀	～	松戸市根本	6.0	～	0.0	6.0	東葛師土木事務所	松戸市長		
							東葛師土木事務所	松戸市長、流山市長		
江戸川合流点	～	東京湾	8.5	～	0.0	8.5	葛南土木事務所 東葛師土木事務所	市川市長、船橋市長 松戸市長、鎌ヶ谷市長		
船橋市夏見	～	東京湾	2.6	～	0.0	2.6	千葉土木事務所 葛南土木事務所	習志野市長 船橋市長、市川市長		
佐倉市高岡	～	鹿島川合流点	2.6	～	0.0	2.6	印旛土木事務所	佐倉市長		
成田市寺台	～	利根川合流点	6.0	～	0.0	6.0	印旛土木事務所 成田土木事務所	栄町長 成田市長、富里市長		
香取市羽根川	～	利根川合流点	12.6	～	0.0	12.6	香取土木事務所 銚子土木事務所 海匠土木事務所	香取市長、東庄町長 銚子市長 旭市長		
千葉市中央区 矢作町	～	東京湾	3.5	～	0.0	3.5	千葉土木事務所	千葉市長		
市原市養老 (高滝ダム)	～	東京湾 (養老大橋)	30.0	～	0.0	30.0	市原土木事務所	市原市長		
君津市 久留里市場	～	木更津市 下内橋	30.0	～	19.0	11.0	君津土木事務所	木更津市長 君津市長		
袖ヶ浦市 下根岸	～	東京湾	19.0	～	0.0	19.0	君津土木事務所	木更津市長 袖ヶ浦市長		
君津市中島	～	東京湾	13.5	～	0.0	13.5	君津土木事務所	君津市長 富津市長		
茂原市茂原	～	太平洋	16.2	～	0.0	16.2	長生土木事務所	茂原市長、一宮町長 睦沢町長、長生村長、 白子町長、長柄町長、 長南町長		
大多喜町 西部田	～	いすみ市万木	45.3	～	15.6	29.7	夷隅土木事務所	いすみ市長、勝浦市長、 大多喜町長、御宿町長		
いすみ市 岬町桑田	～	太平洋	7.9	～	0.0	7.9	夷隅土木事務所	いすみ市長		
木更津市諸西 (原田橋)	～	東京湾	4.5	～	0.0	4.5	君津土木事務所	木更津市長		
鴨川市太尾 (金山川合流点)	～	太平洋	3.0	～	0.0	3.0	安房土木事務所	鴨川市長		
南房総市 (三芳橋)	～	東京湾	5.6	～	0.0	5.6	安房土木事務所	南房総市長 館山市長		
牧野制水門	～	小野川水門	2.8	～	0.0	2.8	香取土木事務所	香取市長		
市原市不入斗	～	東京湾	4.1	～	0.0	4.1	市原土木事務所	市原市長		
多古町多古 (飯土井橋)	～	横芝光町横芝 (JR橋)	17.1	～	7.0	10.1	海匠土木事務所 成田土木事務所 山武土木事務所 香取土木事務所	匝瑳市長、芝山町長 多古町長 横芝光町長 香取市長		
山武市成東 (成東大橋)	～	九十九里町作田 (九十九里橋)	8.8	～	0.0	8.8	山武土木事務所	山武市長、東金市長 九十九里町長		
山武市雨坪 (源川合流点)	～	山武市成東 (成東大橋)	15.4	～	8.8	6.6	山武土木事務所	山武市長		
東金市松之郷 (十文字川合流点)	～	九十九里町真亀 (真亀川橋)	14.7	～	0.0	14.7	山武土木事務所	東金市長、山武市長 九十九里町長 大網白里市長		
大網白里市大網	～	太平洋	17.5	～	0.0	17.5	千葉土木事務所 山武土木事務所 長生土木事務所	千葉市長 東金市長、大網白里市 長、九十九里町長 茂原市長、白子町長、 長生村長、一宮町長		
市原市調井戸	～	東京湾	7.6	～	0.0	7.6	千葉土木事務所 市原土木事務所	千葉市長、市原市長		
千葉市緑区 板倉町	～	市原市調井戸	17.5	～	7.6	9.9	千葉土木事務所 市原土木事務所	千葉市長、市原市長		
山武郡芝山町 牧野	～	太平洋	20.9	～	0.0	20.9	山武土木事務所 成田土木事務所	山武市長、横芝光町長、 九十九里町長 芝山町長		
富津市望井 (天湊橋)	～	富津市湊 (JR橋)	4.8	～	0.0	4.8	君津土木事務所	富津市長		
大堀川合流点		手賀川合流点					柏土木事務所 印旛土木事務所	柏市長、我孫子市長 印西市長、白井市長		
合計 300.7 km							延～46機関 (15機関)	延～81市町村 (45市町村)		

3 洪水・高潮時の河川に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こま門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	〇〇川氾濫注意情報(洪水注意報)等により、氾濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき、または水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な堤防から水があふれる・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	〇〇川氾濫危険情報(洪水警報)等により、または既に氾濫注意水位(警戒水位)を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。または、氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

※水防警報を行う指定河川の区域、基準水位観測所及び通報責任者、受報者は別冊「資料編」に記載されているとおりである。

4 高潮時の海岸に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機 ・ 準 備	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	気象・波浪状況等により激しい越波が起こるおそれがあるとき。
警 戒	激しい越波が発生する危険が迫っている、又は発生を警告し、越波から身の安全が十分に確保できるように水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪状況等により激しい越波の発生が迫ってきたとき。
解 除	激しい越波の発生及びおそれなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	気象・波浪状況等により超波の発生或いはおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

5 水位到達情報の種類及び発表基準

(1) 氾濫危険情報

種 類	発 表 基 準
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき。

6 津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

水防警報種類	内 容	発 表 基 準
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が発表され、水防活動が必要と認められる場合で安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	1) 津波警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

※出動する場合において、水防活動に従事する者は常に最新の情報を得られるよう情報機器（ラジオ等）を携帯し、自身の避難時間を確保した上で活動すること。（第1章第4節「津波における留意事項」及び第5節「安全配慮」参照。）

※以下の内容について、事前に定めておくこと。

- a 安全時間も考慮した水防団自身の退避に必要な時間と退避開始時刻
（津波到達予想時刻の〇〇分前など）
- b 水防団員の安否確認方法（連絡体制）
- c 水防活動内容の精査・重点化
- d 水防団員の避難手段や避難経路の確認

第3節 国土交通大臣が行う洪水予報・水防警報等

1 関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報

(1) 法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき国土交通大臣が指定し、水位流量を示して、洪水の予報を行う本県に関係ある河川は次のとおりとし、氾濫後の水位情報等についても同様とする。

なお、関東地方整備局と気象庁が共同して行う洪水予報は、河川の水位流量を示して行う。

河川名	実施区域	基準地点
利根川 (中流部)	左岸 茨城県猿島郡境町字北野1920番地先 ～茨城県北相馬郡利根町東奥山新田21番4地先まで 右岸 江戸川分派点 ～千葉県印西市大字平岡字上流作283番2地先まで	芽吹橋・取手・押付
利根川 (下流部)	左岸 茨城県稲敷郡河内町生板鍋子新田1842番9号地先 ～海まで 右岸 千葉県印旛郡栄町大字西字耕地650番6地先 ～海まで	横利根
江戸川	幹川分流点から海まで（旧江戸川を除く）	西関宿・野田
常陸利根川 (北利根川) (外浪逆浦) (常陸川)	左岸 茨城県潮来市永山字葎場百七十番一地先 ～利根川合流点（常陸川水閘門）まで 右岸 茨城県潮来市永山字向津六十五番三地先 ～利根川合流点（常陸川水閘門）まで	出島・白浜
霞ヶ浦 (西浦)	霞ヶ浦（西浦）	出島
北浦	北浦	白浜
鰯川	左岸 茨城県鹿嶋市大字大船津字川迎二千三百四十番一地先 ～常陸利根川への合流点まで 右岸 茨城県潮来市洲崎三百三十二番地先 ～常陸利根川への合流点まで	白浜

※ 常陸利根川・霞ヶ浦(西浦)・北浦・鰯川については、関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所と水戸地方気象台及び銚子地方気象台が共同で行う。

洪水予報 実施区域図



(2) 洪水予報の種類

種 類	内 容
〇〇川 氾濫注意情報 (洪水注意報)	洪水のおそれがあるときに発表される注意報（予報地点のいずれかの1地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)をこえる洪水となることが予想されるとき発表）
〇〇川 氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれる場合
〇〇川 氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険情報（洪水警報）は、予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したときあるいは、急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位（危険水位）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき速やかに発表する。
〇〇川 氾濫発生情報（ 洪水警報）	氾濫発生情報(洪水警報)は、氾濫が発生した後速やかに発表し、利根川上流部、利根川中流部においては、氾濫水の予報を発表する。

(3) 伝達系統（基本系及び責任者）

伝達担当官署	河川名	発表者 (通知責任者)	受信者 (受報責任者)	伝達方法
国土交通省 関東地方整備局	利根川 中流部	関東地方整備局 (水災害予報センター長)	千葉県 水防本部指令班 (河川環境課長)	マイクロファックス 国土交通省専用電話 NTT線 Eメール
〃	利根川 下流部	〃	〃	〃
〃	江戸川	〃	〃	〃
霞ヶ浦 河川事務所	霞ヶ浦・北浦	霞ヶ浦 河川事務所	〃	〃

2 国土交通大臣が行う水防警報（水位周知河川）

法第10条に基づき行う指定河川の区域、基準水位観測所、水防警報区域及び通報責任者は別冊「資料編」第1章第2節（国土交通大臣が行う水防警報）のとおりである。

法第13条による国土交通大臣の行う水位情報の通知及び周知する河川は下表のとおりである。

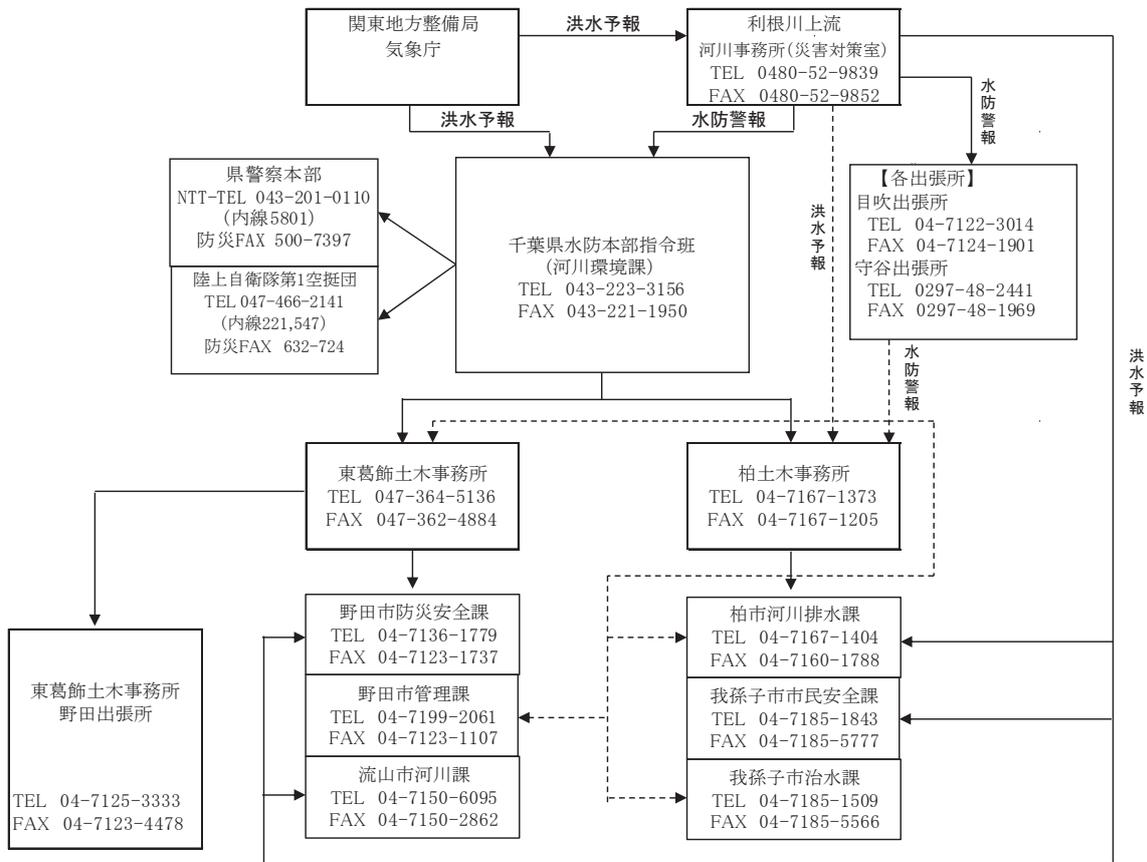
水位周知河川

河川名	基準地点	所在地	零点高	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	水位情報周知区間 (上段:左岸、下段:右岸)		発表者	伝達者	受報者
			(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	基点	終点			
利根運河	野田	千葉県野田市中野台	YP+3.500	4.60	6.30	8.50	9.10	幹川分派点	～ 江戸川合流点	江戸川河川事務所長	江戸川洪水対策支部	千葉県水防本部
坂川放水路	大谷口新田	千葉県松戸市新松戸	YP+0.000	2.70	3.20	3.40	3.80	坂川分派点	～ 江戸川合流点	江戸川河川事務所長	江戸川洪水対策支部	千葉県水防本部
坂川	大谷口新田	千葉県松戸市新松戸	YP+0.000	2.70	3.20	3.40	3.80	流山市野々下 流山市野々下	～ 松戸市新松戸 ～ 松戸市小金	江戸川河川事務所長	江戸川洪水対策支部	千葉県水防本部
北千葉導水路 (開水路区間)	大谷口新田	千葉県松戸市新松戸	YP+0.000	2.70	3.20	3.40	3.80	流山市野々下	～ 坂川合流点	江戸川河川事務所長	江戸川洪水対策支部	千葉県水防本部
横利根川	新横利根	茨城県稲敷市八筋川	YP-0.117	1.30	1.40	-	1.50	常陸利根川分派点	～ 幹川合流点	霞ヶ浦河川事務所長	霞ヶ浦河川事務所長	千葉県水防本部
手賀川	曙橋	千葉県柏市曙橋	YP+0.000	2.40	2.60	3.50	3.75	手賀沼からの流出点	～ 利根川合流点	利根川下流河川事務所長	利根川下流洪水対策支部	千葉県水防本部

YP(東京湾中等潮位-0.8402m)

3 洪水予報・水防警報伝達系統概要図

(利根川：利根川上流河川事務所管理区間)



水防警報が発令された場合、水防活動状況を警報伝達の逆の系統で報告する。
 ※発令基準地点、水位観測点により伝達先(水防管理団体)が異なるので注意する。

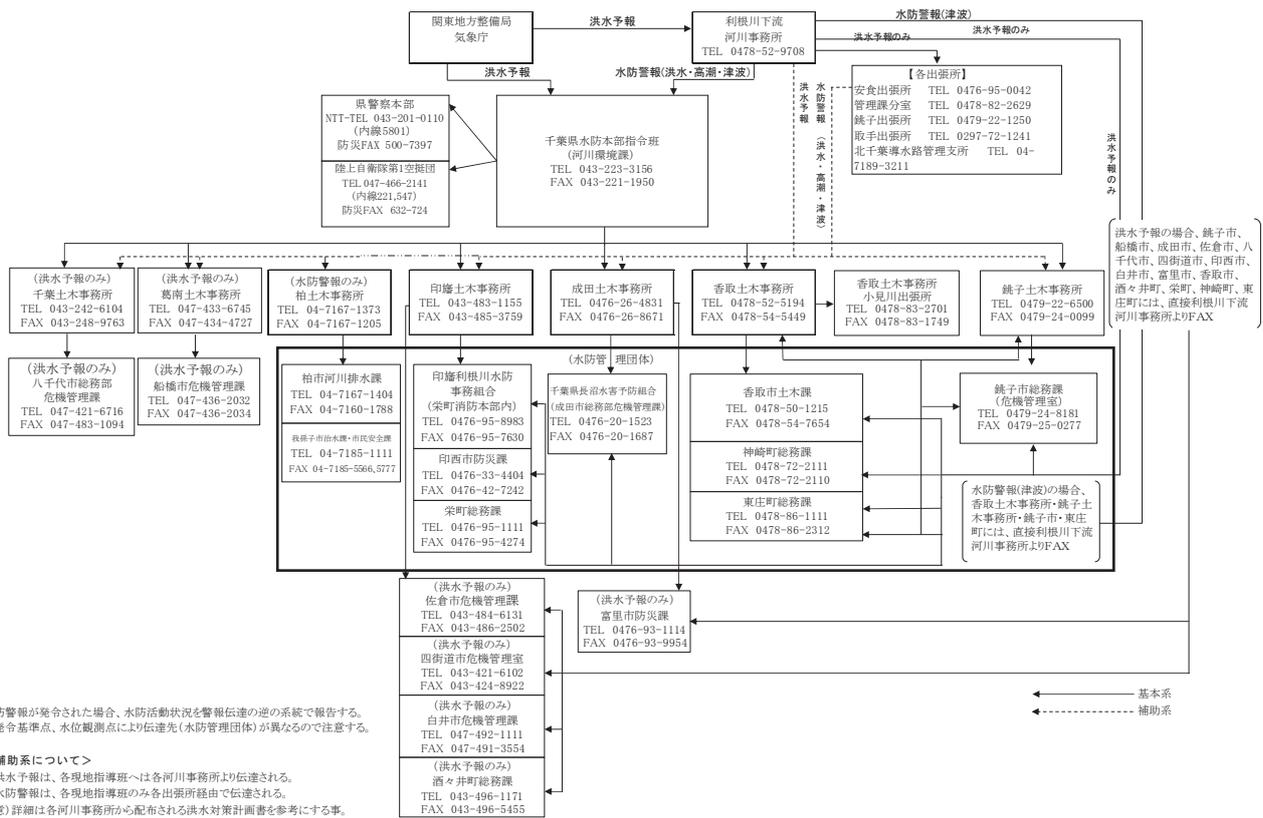
← 基本系
 ← 補助系

<補助系について>

※洪水予報は、各現地指導班へは各河川事務所より、各水防管理団体へは各出張所経由で伝達される。
 ※水防警報は、各現地指導班・各水防管理団体へ各出張所経由で伝達される。
 注意) 詳細は各河川事務所から配布される洪水対策計画書を参考にする事。

利根川上流河川事務所		
洪水予報・水防警報	洪水予報	水防警報
基準地点・水位	芽吹橋 取手・押付 (利根川中流部)	芽吹橋
伝達先		
東葛飾土木事務所	○	○
柏土木事務所	○	○
野田市防災安全課	○	
野田市管理課	○	○
柏市防災安全課	○	○
我孫子市市民安全課	○	
我孫子市治水課	○	○
流山市河川課	○	

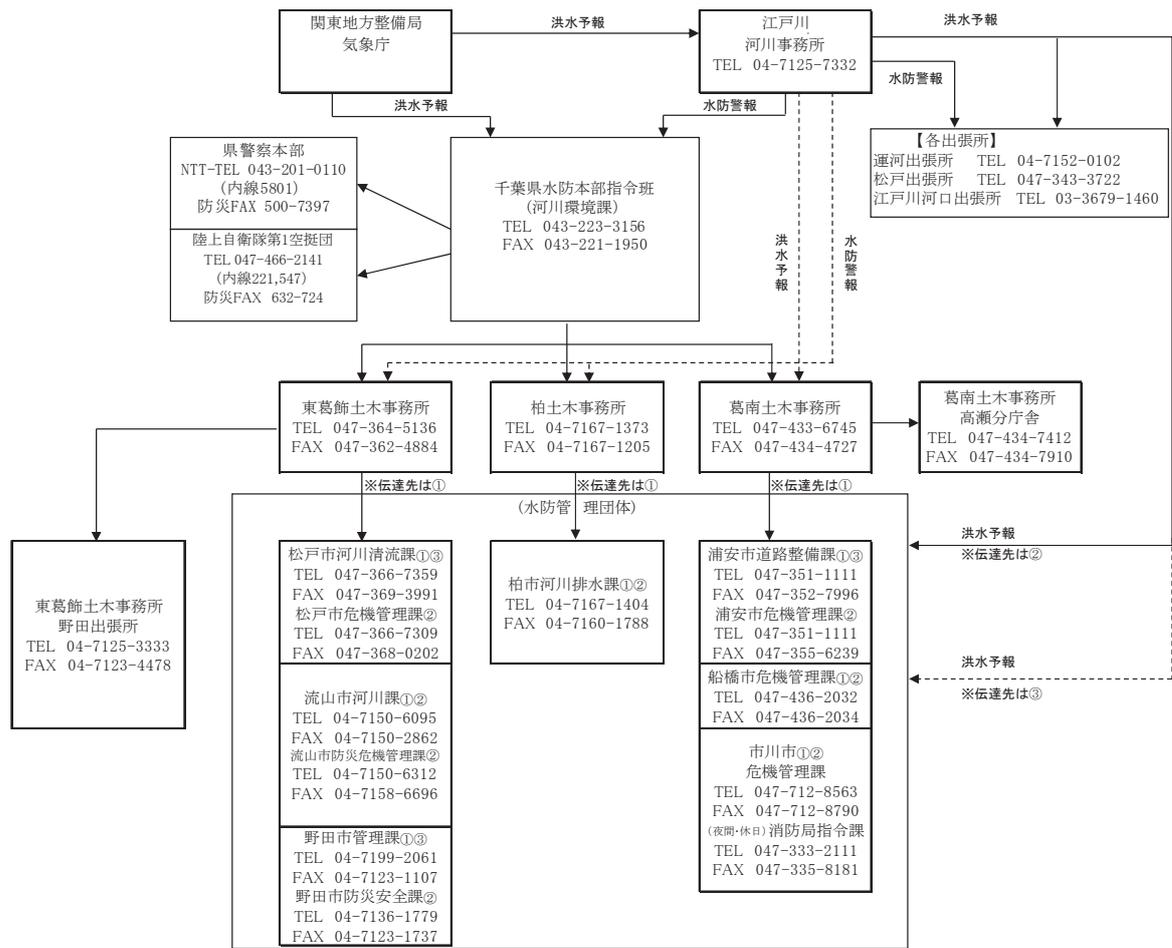
(利根川：利根川下流河川事務所管理区間)



利根川下流河川事務所											
伝達先	洪水予報・水防警報		洪水予報		水防警報 (洪水・高潮)					水防警報 (津波)	
	基準地点・水位		取手・押付 (利根川 中流部)	横利根 (利根川 下流部)	取手	押付	須賀 (利根川)	須賀 (長門川)	横利根 (利根川)	曙橋 (手賀川)	全基準 観測所等 (※1)
柏土木事務所					○	○				○	○
印旛土木事務所			○	○			○		○		○
千葉土木事務所			○	○							
葛南土木事務所				○							
成田土木事務所			○	○			○				○
香取土木事務所			○	○				○			○(※2)
銚子土木事務所				○				○			○(※2)
柏市防災安全課						○			○		○
我孫子市治水課・市民安全課						○			○		○
印旛利根川水防事務組合(栄町)			○(※3)	○(※3)			○				○
印西市防災課			○(※3)	○(※3)					○		○
佐倉市			○(※3)	○(※3)							
八千代市			○(※3)	○(※3)							
四街道市				○(※3)							
酒々井町			○(※3)	○(※3)							
白井市			○(※3)	○(※3)							
香取市土木課			○(※3)	○(※3)				○			
長沼水害予防組合(成田市)			○(※3)	○(※3)			○				○
船橋市危機管理課				○(※3)							
富里市防災課				○(※3)							
神崎町総務課				○(※3)				○			○
東庄町総務課				○(※3)				○			○(※2)
銚子市総務課危機管理室				○(※3)				○			○(※2)

(※1) 全基準観測所等は、取手、押付、須賀、横利根、銚子水位観測所、銚子検潮観測所(千葉県)とする。
 (※2) 香取土木事務所、銚子土木事務所、銚子市、東庄町には、直接利根川下流河川事務所からも伝達される。
 (※3) 印西市・栄町・佐倉市・八千代市・四街道市・酒々井町・白井市・香取市・成田市・船橋市・富里市・神崎町・東庄町・銚子市には、直接利根川下流河川事務所からも伝達される。

(江戸川：江戸川河川事務所管理区間)



水防警報が発令された場合、水防活動状況を警報伝達の逆の系統で報告する。
 ※発令基準点、水位観測点により伝達先(水防管理団体)が異なるので注意する。

← 基本系
 ←----- 補助系

<補助系について>

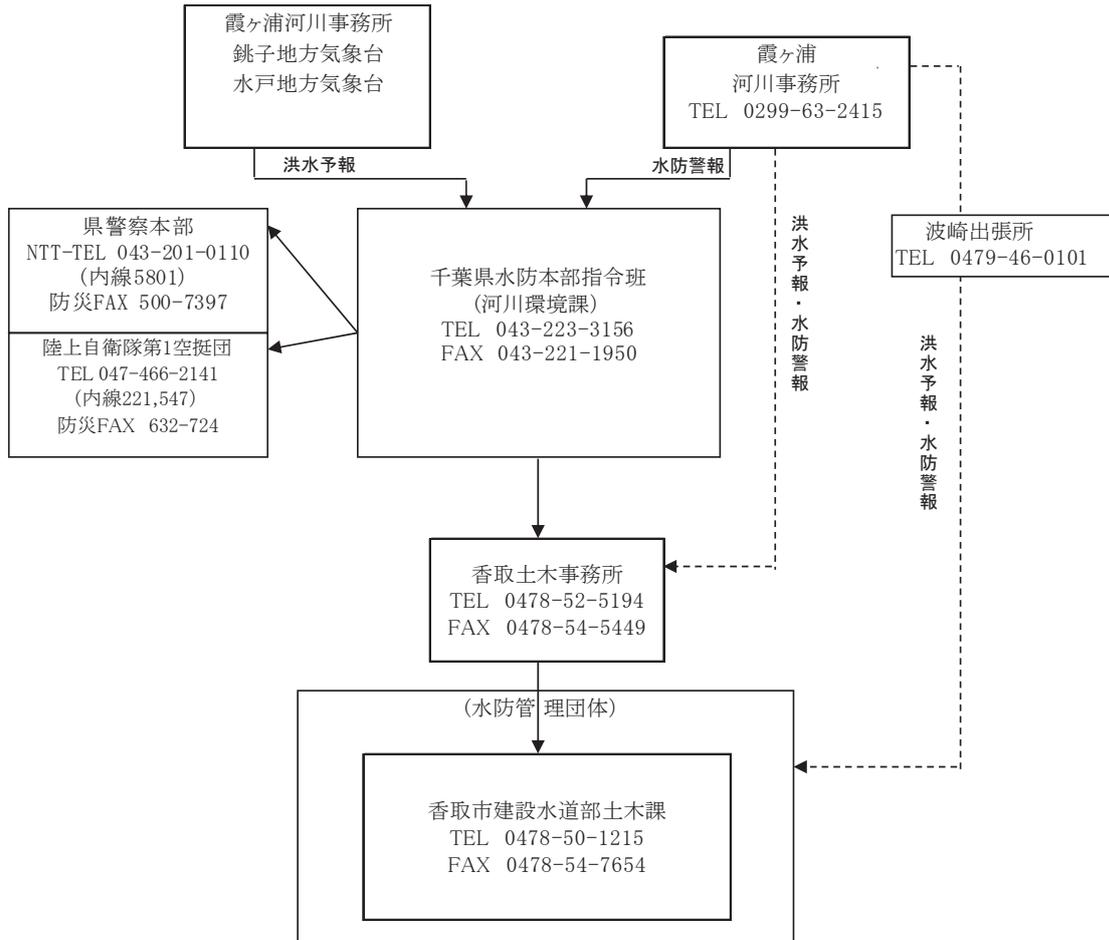
※洪水予報は、各現地指導班へは各河川事務所より、各水防管理団体へは河川事務所より上図③へ伝達される。

※水防警報は、各現地指導班のみ各出張所経由で伝達される。

(注意) 詳細は各河川事務所から配布される洪水対策計画書を参考にする事。

江戸川河川事務所						
洪水予報・水防警報	基準地点・水位	洪水予報				
		西関宿・野田	西関宿	野田 (江戸川・利根運河)	松戸 (江戸川・旧江戸川)	大谷口新田
伝達先						
東葛飾土木事務所 (野田出張所)		○	○	○	○	○
柏土木事務所		○		○		
葛南土木事務所 (高瀬分庁舎)		○			○	
松戸市 危機管理課		○				
東葛中部地区連合水防団(松戸市 河川清流課)		○		○	○	○
野田市 防災安全課		○				
野田市 管理課		○	○	○		
流山市 河川課		○		○		○
柏市 河川排水課		○		○		
市川市 危機管理課 地域防災課 (夜間・休日 消防局指令課)		○			○	
船橋市 危機管理課		○				
浦安市 危機管理課		○				
浦安市 道路整備課		○			○	

(霞ヶ浦：霞ヶ浦河川事務所管理区間)



水防警報が発令された場合、水防活動状況を警報伝達の逆の系統で報告する。
 ※発令基準点、水位観測点により伝達先(水防管理団体)が異なるので注意する。

← 基本系
 ← - - - 補助系

霞ヶ浦河川事務所						
洪水予報・水防警報		洪水予報		水防警報		
基準地点・水位		出島 (霞ヶ浦)	白浜 (北浦)	出島	白浜	新横利根
伝達先						
香取土木事務所		○	○	○	○	○
香取市建設水道部土木課		○	○	○	○	○